平成２５年（フ）第３７９号
神奈川県厚木市三田南１丁目15番４―401号
債務者　捧　　澄子（旧姓田沼）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１５号
広島県尾道市因島中庄町1798番地１グリーンヒルマンション102号、申立時の住所島根県益田市染羽町３番30号
債務者　堀之内雅行
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第１６号
広島県尾道市因島中庄町1798番地１グリーンヒルマンション102号、申立時の住所島根県益田市染羽町３番30号
債務者　堀之内亜由美
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第２１８号
香川県東かがわ市湊103番地３
債務者　冨田　佳美
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３４号
香川県高松市東山崎町514番地　市営住宅水田団地５棟27号室
債務者　池田　　力
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第８９号
長崎県大村市三城町721番地10　ＡＥＲＩＥ三城303
債務者　松添　敬範
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
福岡県久留米市南薫西町2012番地７　南薫コーポ205号
債務者　藤木　芳裕
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２５９号
北海道旭川市緑が丘４条４丁目２番地の２道住78Ｒ11―34号室
債務者　岸本　良勝
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６４７号
東京都町田市つくし野３丁目３番地57
債務者　竹田　栄子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７１４号
東京都青梅市成木５丁目1291番地
債務者　川口　正美
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５５５号
東京都多摩市和田1437番地の１シャンポール104
債務者　菅野　邦子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５８０号
東京都国分寺市泉町２丁目７番５―503号泉町二丁目アパート
債務者　増田美代子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５８１号
東京都国分寺市泉町２丁目７番５―503号泉町二丁目アパート
債務者　増田　智子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５８４号
東京都八王子市長沼町1246番地１都営長沼町第２アパート９号棟301号
債務者　浦田　尚実
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５８５号
東京都八王子市長沼町1246番地１都営長沼町第２アパート９号棟301号
債務者　浦田　方之
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７０４号
東京都狛江市東和泉１丁目27番３号カーザ狛江Ｂ102
債務者　中西　明照
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部